

たかはらこども園 重要事項説明書

たかはらこども園（「本園」という。）が、教育・保育の提供に当たり、豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊田市条例第45号）第5条に基づき、保護者に対し、利用前に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 設置者概要

設置者名称	社会福祉法人 清心会
主たる事務所の所在地	豊田市保見ヶ丘4-6-1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 福上 道則
電話番号	0565-48-2221

2 施設概要

名称	たかはらこども園
所在地	豊田市高原町5-73-2
園長氏名	鈴木 陽子
電話番号	0565-34-5141
FAX番号	0565-34-5175
認可年月日	平成14年3月29日
施設区分	保育所
施設番号	2321151000476

3 施設の目的及び運営の方針

(1) 本園は、発達に応じた適切な保護者のかかわりや、質の高い教育及び保育並びに子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することを目的とします。

(2) 経営方針

1. 保育のねらいを的確に把握し、均衡のとれた指導計画を実践する。
2. 職員相互が、和と健康を常に心にとめて、協力し合い各自の知識向上を図る。
3. 周囲の自然を生かし、環境整備に努め情操教育の向上を図る。

<望ましい保育者として>

- ・子どもが心から慕ってくれる、優しさや愛情をもった保育者。
- ・どの子にも平等に自身の持つ力を与え、信頼のある態度で対応できる保育者。
- ・健康で明るく品格のある保育者。
- ・一人一人の子どもを尊重し、認められる保育者。

*めざす子ども像・清心会3つの唱和

(毎朝朝礼で唱和をし、心にとめて保育をする。)

- 1 心に伝わる元気なあいさつ
- 2 子どもも保護者も安心できる笑顔
- 3 一人一人の気持ちにそった保育に心がける

4 提供する保育の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第141号）及び豊田市保育課程指導計画に基づき、教育・保育その他の便宜の提供を行います。
詳細は、入園のしおりをご覧ください。

5 職員職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1	職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
主任保育師	1	園長を補佐し、保育内容について他の保育師を統括するとともに、地域の保護者等に対する子育て支援を行う。
保育師	18	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
調理員	1	市の栄養士が作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
看護師	1	園児の健康管理、園の衛生管理を中心とした園保健全般の業務を行う。
園医	1	園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
園歯科医	1	園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

※職員数は変動する場合があります。

6 教育・保育を行う日及び時間等

開所日	月曜日から土曜日（12月29日～1月3日及びその他園長が必要と認めた日を除く。）
開所時間	午前7時30分～午後7時00分

7 保育料等

支給認定を受けた市区町村に対し、当該市区町村が定める保育料をお支払いいただきます。詳細については、入園のしおりをご覧ください。

その他の費用	金額	徴収の時期
実費徴収費	・災害共済（日本スポーツ振興センター） 240円 ・保護者の会費 400円/月	年1回 年2回（4月、10月）

8 認可定員等

- (1) 認可定員 45人
- (2) 3号認定子ども 45人 うち0歳 9人、1歳及び2歳 36人

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児の年齢が3歳児となったとき
- (2) 園児の保護者が、支給要件に該当しなくなったとき（私的契約児を除く。）
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10 緊急時における対応方法及び非常災害対策

本園においては、園児の安全の確保を図るため、消火器その他の消火用具、非常口その他非常災害のために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を定め、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を実施します。詳細は入園のしおりをご覧ください。

1.1 相談・苦情申立て窓口

教育・保育に関する相談、苦情等については、下記窓口にて対応します。苦情等については、誠意をもって早急に問題を解決するよう努めるとともに、教育・保育の質の向上に努めます。

たかはらこども園	・苦情解決責任者 鈴木 陽子 苦情担当 川合 桂 ・ご利用時間 7：30～19：00 ・電話番号 0565-34-5141 ・F A X 0565-34-5175 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
第三者委員	杉本雅夫	電話番号 0565-31-1069 役職・肩書等 監事
第三者委員	中村紘和	電話番号 0565-80-8088 役職・肩書等 保護司

1.2 保険に関する事項

園児に対する教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、本園の加入している保険の補償の範囲内で対応します。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付制度
補償金額	医療費（治療に要する費用の額が5000円以上のもの）：医療保険診療の医療費総額の4割（そのうち1割の付加給付）の額 障害見舞金：4000万円～88万円 死亡見舞金：3000万円

1.3 秘密保持等

本園の園長及び職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らしません。また、本園は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らすことがないよう、必要な措置を講じます。

1.4 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、入園のしおりにおいて提示するものとします。

たかはらこども園の重要事項説明に係る同意書

たかはらこども園は、教育・保育の提供の開始に当たり、「たかはらこども園 重要事項説明書」に基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

たかはらこども園 園長 鈴木 陽子

私は、「たかはらこども園 重要事項説明書」に基づき、たかはらこども園に係る重要事項の説明を受け、教育・保育の利用の開始に同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ (印)

園児との続柄 (_____)

園児氏名 _____ (歳児)